再評価個表

事 業 名	まちづくり連携砂防等事業	事業主体	愛媛県
施設･工区名等	(急) 的場橋地区	事業箇所	西予市三瓶町朝立
事業主旨	(急) 的場橋地区では、荒廃した急傾斜地において、将来的な豪雨により斜面崩壊が発生し、崩壊土砂の流出から保全対象施設を守るため、急傾斜地崩壊防止施設を整備する計画である。 これにより人家 13 戸、公民館に対する土砂災害を防止することができる。		
再評価の実施理由	補助事業として新規採択（令和 9 年度予定）のため		

１．地域の概要

(急)的場橋地区は、西予市三瓶町朝立地区に位置し、県道 26 号八幡浜三瓶線沿いの、海岸から約 1.1km 内陸に入った集落である。急傾斜地の斜面は西向きで、斜面勾配 31～38°、斜面高約 110m に及ぶ長大な斜面を形成している。

地区内の土地利用は、起点部から中間部の斜面は山林、終点部の斜面は段々畑で果樹園や菜園として利用されている。

対象地周辺の地質は秩父古生層に属しており、地層は変形して波状に褶曲し、走向・傾斜が乱れた状態を呈している。斜面上部には岩盤の露頭が見られ、起点部から中間部にかけての山林内には、岩盤から剥離・落下した礫が約 200 個点在している。中には、約 2.0m 角の転石も確認される。

保全対象には、人家 13 戸と公民館が含まれており、集中豪雨等による土砂災害が発生した場合には甚大な被害が生じるおそれがあるため、急傾斜地崩壊防止施設の整備が必要である。

２．事業概要及び事業経緯

事業採択	令和 6 年度	**完成予定**	令和 14 年度（見込み）
用地着手	令和 9 年度（予定）	**工事着手**	未着手
全体事業費	５００百万円		
(1)事業概要	・高エネルギー吸収型防護柵工（斜面中腹式防護柵工）　延長 62m ・吹付法枠工　面積 873 ㎡ ・待受式擁壁工・落石防護柵工　延長 56m ・高エネルギー吸収型防護柵工（鉛直式防護柵工）　延長 72m ・落石予防工（ロープ伏工、ロープ掛工）　13 箇所		
(2)事業経緯	令和　3 年度　：土砂災害警戒区域等指定（愛媛県告示第 782 号） 令和　6 年度　：事業採択 令和　7 年度　：急傾斜地崩壊防止施設設計 令和　9 年度　：補助事業へ移行予定、用地取得・急傾斜地崩壊危険区域の指定予定 令和 10 年度　：工事着手予定		

３．事業の必要性及び整備効果等

（1）事業の必要性

（急）的場橋地区では、被害想定区域に人家と公民館が存在しているが、急傾斜地崩壊防止施設は未整備である。このため、土砂流出による被害軽減を図る必要がある。

（2）事業の整備効果

急傾斜地崩壊防止施設を整備することで、年超過確率 1/50 の崩壊土砂に対して、人家 13 戸、公民館の人命、財産を保全することができる。

（3）事業を巡る社会経済情勢等の変化

【世帯数と人口】

対象地を含む西予市の人口及び世帯数は減少傾向にあるものの、コンパクトなまちづくりを推進するため、西予市は、「西予市立地適正化計画」を策定し、居住誘導区域に位置付けられていることから、保全人家の増加が見込まれる。

【地域の協力体制】

本事業による急傾斜地崩壊防止施設の整備については、地元から強い要望が寄せられており、協力体制も整っている。

４．事業の進捗状況及び進捗の見込み

（うち用地補償費）	（0 万円） ［進捗率： —%］(事業費換算)
Ｒ７末投資事業費	35.5 百万円 ［進捗率： 7%］(事業費換算)

（1）事業の進捗状況

本事業は、令和 6 年度に急傾斜地崩壊対策事業の採択を受けた。
地元の協力体制は確立されており、令和 9 年度の用地着手に向けて急傾斜地崩壊防止施設の設計を進めているところである。

（2）これまでの整備効果

急傾斜地崩壊防止工事に未着手であるため、整備効果については発現できていない状況である。

（3）今後の事業進捗の見込み

今後は、急傾斜地崩壊危険区域の指定や用地取得を行い、令和 10 年度に工事に着手し、令和 14 年度までに事業完了の見込みである。

５．事業の投資効果（費用対効果分析）

（1）費用便益比

Ｃ：総費用＝５５３．２百万円
- 建設費　　５５１．０百万円
- 維持管理費　　２．２百万円

Ｂ：総便益＝3，２１５．６百万円
主たる便益内容（現在価値化前）
- 一般資産被害（家屋、家庭用品等）：　２９８．６百万円
- 公共土木施設等被害（道路）　　：　　４．１百万円
- 公益施設等被害（公民館）　　：　１０２．１百万円
- 人的被害　　：　　６１．０百万円
- 間接被害抑止効果　　：２４２５．４百万円

Ｂ／Ｃ＝3，２１５．６／５５３．２＝５．８１

・参考資料
急傾斜地崩壊対策事業の費用便益分析マニュアル 令和 8 年 2 月
（出典:国土交通省水管理・国土保全局砂防部）

６．コスト縮減、代替案立案等の改善

本事業ではコスト縮減のため、残土搬出については公共工事間流用が図れるよう、各機関との情報共有を行う。

７．そ　の　他

当該地区では、被害想定区域内に人家及び公民館があることから、これらの保全施設に対して崩壊土砂による被害軽減を図るべく、急傾斜地崩壊防止施設の整備が不可欠である。

また、コンパクトなまちづくりを推進するため、西予市は、「西予市立地適正化計画」を策定し、居住誘導区域に位置付けていることから、「まちづくり」と一体となった急傾斜地崩壊対策事業の促進が必要となっている。

８．対応方針（素案）

本事業を『継続』としたい。